

家具製作技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

1. 1級家具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
制定 昭和36年度 改正 平成18年度
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）
2. 2級家具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
同 上
3. 3級家具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ
制定 平成9年度 改正 平成18年度
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）
4. 基礎級家具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・20ページ
制定 平成9年度 改正 平成18年度

1 1級家具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

家具製作の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 家具一般 家具の種類及び規格</p> <p>2 製 図 日本産業規格に定める図示法及び材料記号</p> <p>3 電 気 電気用語 電気機械器具の使用法</p> <p>4 関係法規 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)関係法令、騒音規制法(昭和43年法律第98号)関係法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)関係法令のうち、家具製作に関する部分</p> <p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>家具の種類及び規格について一般的な知識を有すること。</p> <p>日本産業規格に定める図示法及び材料記号について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる電気用語の意味について概略の知識を有すること。 (1) 電 流 (2) 電 圧 (3) 電気抵抗 (4) 電 力 電気機械器具の使用法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 開閉器の種類及び取扱い (2) 電動機の種類及び性能並びに電動機に生じやすい故障の種類及びその対策 (3) 電線の接続部に生じやすい欠陥</p> <p>大気汚染防止法関係法令、騒音規制法関係法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令のうち、家具製作に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 家具製作に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>6 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>イ 家具手加工作業法</p> <p>家具用材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>木材の乾燥の方法</p> <p>木工用器工具の種類及び使用方法</p> <p>木工機械の種類、構造及</p>	<p>扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置及び保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 木工機械により発生する粉じん及びその除去</p> <p>(4) 作業手順</p> <p>(5) 作業開始時の点検</p> <p>(6) 家具製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(7) 整理、整頓^{とん}及び清潔の保持</p> <p>(8) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(9) その他家具製作に関する安全及び衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令(家具製作作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。</p> <p>家具用材料に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木材及び木質材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>イ 木 材 ロ 合 板 ハ 木質繊維板</p> <p>(2) 次の木材及び木質材料以外の家具用材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>イ 木工用接着剤 ロ くぎ、ねじ等の緊結材料</p> <p>ハ 竹材及びとう材 ニ 合成樹脂製品 ホ ガラス</p> <p>へ 紙及び布製品 ト 家具用金物類</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥の方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定</p> <p>(3) 木材の乾燥による欠陥</p> <p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木工用手工具の種類、使用方法及び手入れの方法</p> <p>(2) 工作台、工作補助台、型及びジグの種類</p> <p>(3) 砥石^との種類、用途及び使用方法</p> <p>(4) 電動工具の種類、用途、調整方法及び操作方法</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有する</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>び使用方法</p> <p>木材工作の方法</p> <p>家具の構造、組立て及び仕上げの方法</p>	<p>こと。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>イ 木工のこ盤 ロ かんな盤 ハ 木工フライス盤 ニ ほぞ取り盤 ホ 木工せん孔盤 ヘ 木工プレス ト 組立プレス</p> <p>(2) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>1 木取りの方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木取り表の作成方法</p> <p>(2) 次の木取りの方法</p> <p>イ 木材の性質及び用途に応じた墨付け ロ 木取りの方法</p> <p>2 木材の切削加工及び研削加工の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 切 削</p> <p>イ 鋸 断 ロ 平面切削 ハ 曲面切削 ニ せん孔 ホ 旋 削 ヘ 仕上げ切削</p> <p>(2) 研 削</p> <p>イ 研磨布紙による研削 ロ 研削砥石による研削</p> <p>3 木材等の接合及び接着の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 仕口（継手及び接手）の加工方法</p> <p>(2) 次の接合及び接着の種類、適用箇所及び方法</p> <p>イ だぼ、ほぞ、組手等による接合 ロ 板はぎ及び長さつぎによる接合 ハ くぎ、ねじ等による緊結 ニ 練付け、積層、成形等による接着</p> <p>(3) 用途に応じた接合及び接着の選定及び組合せ</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について一般的な知識を有すること。</p> <p>5 曲げ木及び成形の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 家具の構造、組立て及び仕上げについて詳細な知識を有すること。</p> <p>2 木工塗装法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>ロ 家具機械加工作業法 家具用材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>木材の乾燥の方法</p> <p>木工機械の種類、規格、構造及び使用方法</p>	<p>(1) 塗装の目的及び効果 (2) 塗装法の種類 (3) 塗装用材料の種類、規格及び用途 (4) 木工塗装の方法 (5) 塗装用機械及び器工具の種類、規格及び用途</p> <p>家具用材料に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木材及び木質材料の種類、規格、性質及び用途 イ 木材 ロ 合板 ハ 木質繊維板</p> <p>(2) 次の木材及び木質材料以外の家具用材料の種類、規格、性質及び用途 イ 木工用接着剤 ロ くぎ、ねじ等の緊結材料 ハ 竹材及びとう材 ニ 合成樹脂製品 ホ ガラス へ 紙及び布製品 ト 家具用金物類</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥の方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定 (3) 木材の乾燥に関する欠陥</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、規格、構造及び使用方法 イ 木工のご盤 ロ かな盤 ハ 木工フライス盤 ニ ほぞ取り盤 ホ 木工せん孔盤 へ 木工旋盤 ト サンダ チ 木工工具研削盤 リ 木工プレス ヌ 組立プレス</p> <p>(2) 次の木工機械の駆動法及び性能 イ 手動汎用機 ロ 手動専用機 ハ 自動専用機 ニ 自動多能専用機 ホ 数値制御機械 へ 自動化機械</p> <p>(3) 木工機械の次の機構の一般的な構造及び機能 イ 動力伝導機構 ロ 速度変換機構 ハ 送り機構 ニ 刃物保持機構 ホ 空圧機構 へ 油圧機構 ト 電子制御機構</p> <p>(4) 次の木工用機械の調整方法 イ 加工条件に応じた木工機械の調整方法 ロ 加工機械の調整に使用する器工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>(5) 木工機械に用いる潤滑方式及び潤滑剤の種類及び特徴</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>木工用器工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>ジグ及び取付け具の製作方法及び使用方法</p> <p>切削工具及び研削工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>木材工作の方法</p>	<p>(6) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法及び手入れの方法 木工用器工具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 定規及び計測器の種類、規格及び使用方法 (2) 手工具の種類、用途、使用方法及び手入れの方法 (3) 電動工具及び空圧工具の種類、用途、調整方法及び操作方法 (4) 研磨用工具の種類、規格、用途及び使用方法</p> <p>工作用ジグ及び取付け具に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業に応じた工作用ジグの製作方法及び使用方法 (2) 取付け具の種類、特徴及び使用方法</p> <p>次に掲げる木工機械用切削工具の種類、規格及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 丸のこ (2) 帯のこ (3) かなな刃 (4) フライス (5) ドリル</p> <p>2 木工機械用切削工具の研削方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる木工機械用研削工具の種類、規格及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 研削砥石 (2) 研磨布紙</p> <p>1 木取りの方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 木取り表の作成方法 (2) 次の木取りの方法 イ 木材の性質及び用途に応じた墨付け ロ 木取りの方法</p> <p>2 木材の切削加工及び研削加工の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 切 削 イ 鋸 断 ロ 平面切削 ハ 曲面切削 ニ せん孔 ホ 旋 削 ヘ 仕上げ切削</p> <p>(2) 研 削 イ 研磨布紙による研削 ロ 研削砥石による研削</p> <p>3 木材等の接合及び接着の方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 仕口（継手及び接手）の加工方法 (2) 次の接合及び接着の種類、適用箇所及び方法</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>家具の構造、組立て及び仕上げの方法</p> <p>関連設備の種類及び用途</p> <p>ハ いす張り作業法 いす素地の構造及び工作法</p> <p>いす張り用材料の種類、規格、性質及び用途</p>	<p>イ だば、ほぞ、組手等による接合 ロ 板はぎ及び長さつぎによる接合 ハ くぎ、ねじ等による緊結 ニ 練付け、積層、成形等による接着 (3) 用途に応じた接合及び接着の選定及び組合せ</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について一般的な知識を有すること。</p> <p>5 曲げ木及び成形の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 家具の構造、組立て及び仕上げについて詳細な知識を有すること。</p> <p>2 木工塗装法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 塗装の目的及び効果 (2) 塗装法の種類 (3) 塗装用材料の種類、規格及び用途 (4) 木工塗装の方法 (5) 塗装用機械及び器工具の種類、規格及び用途</p> <p>次に掲げる関連設備の種類及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 受配電設備 (2) 乾燥設備 (3) 除じん設備 (4) 運搬設備 (5) 空圧設備 (6) 焼却設備 (7) その他の関連施設</p> <p>次に掲げるいす素地の構造及び工作について詳細な知識を有すること。 (1) 腰かけ (2) いす (3) 寝台</p> <p>いす張り用材料に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 次のいす張り用材料の種類、性質及び用途 イ ばね ロ ラバーテープ ハ カ布 ニ 充てん材料 ホ 織物、皮革及び擬革 ヘ いすべり ト 木ねじ、くぎ及び鋌 チ ボルト・ナット リ 接着剤 (2) 次のいす張り用関連材料の種類、性質及び用途 イ 木材 ロ 金属 ハ プラスチック ニ 合成ゴム ホ 竹材及びとう材 ヘ 紙及び布製品 ト 塗装用材料</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>いす張りに使用する器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>いす張りに使用する機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>いす張りの方法</p>	<p>次に掲げるいす張りに使用する器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 溶着用電気ごて及びアイロン (2) 噴霧器 (3) 反毛機器 (4) はさみ、裁切り、カッター等の裁断用工具 (5) 針等の縫製用工具 (6) すじごて、へら、打抜き等の縫製用補助工具 (7) つち、ドライバー等の緊結補助工具 (8) 引板、きり等の緊結補助工具 (9) 定規等の測定用具</p> <p>次に掲げるいす張りに使用する機械の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ミシン (2) くぎ打ち器 (3) 空気圧縮機 (4) 裁断機 (5) 高周波発振装置を有する機械</p> <p>いす張りの方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 下ごしらえ、下張り、上張り及び仕上げの工作法 (2) いす素地の性質及び構造に応じた張り方 (3) 次の上張り材料による工作法 イ 織物 ロ 皮革 ハ 擬革 (4) 次の張り方の種類及び特徴 イ 厚張り（深張り、土手張り） ロ 薄張り（さら張り） ハ あおり張り ニ クッションマット張り ホ テープ張り ヘ キャンバス張り ト 張付け張り (5) 接着剤による接着法</p>
<p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>1 家具手加工作業</p> <p>現寸図の作成</p> <p>木取り</p> <p>型板及び定規の製作</p> <p>家具の工作</p>	<p>図面及び仕様書に基づいて、工作現寸図の作成ができること。</p> <p>1 図面及び仕様書に基づいて木取り表の作成ができること。 2 木取り表に基づいて木取りができること。</p> <p>工作図、現寸図に基づいて、型板及び定規の製作ができること。</p> <p>1 複雑な部材の墨付けができること。 2 木工用器工具の調整及び使用ができること。</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>金具類の取付け 積算及び見積り</p> <p>2 家具機械加工作業 現寸図の作成 木取り</p> <p>ジグ及び取付け具の製作及び調整 墨付け型の製作 作業手順書の作成 木工機械の調整 家具の工作 切削工具の研削及び調整 研削工具の選択及び調整</p> <p>積算及び見積り</p> <p>3 いす張り作業 型紙の作成 力布及びばねの取付け 下ごしらえ いす張り</p> <p>仕上げ</p> <p>積算及び見積り</p>	<p>3 工作用ジグ及び取付け具の製作及び使用ができること。 4 接合のための高度な加工ができること。 5 接着工作ができること。 6 複雑な家具の組立て及び仕上げができること。 7 木工機械による加工ができること。</p> <p>金具類の取付けができること。 作業時間及び工数の積算及び見積りができること。</p> <p>図面及び仕様書に基づいて、工作現寸図の作成ができること。 1 図面及び仕様書に基づいて木取り表の作成ができること。 2 木取り表に基づいて木取りができること。</p> <p>複雑な工作用ジグ及び取付け具の製作及び調整ができること。</p> <p>墨付け型の製作ができること。 作業手順書の作成ができること。 木工機械の高度な調整ができること。 木工機械による高度な加工ができること。 木工機械用切削工具の研削及び調整ができること。 1 研削砥石の選択及び調整ができること。 2 サンドの研削材の選択及び調整ができること。</p> <p>作業時間及び工数の積算及び見積りができること。</p> <p>型紙の作成ができること。 力布及びばねの取付けができること。 下ごしらえができること。 1 いすの複雑な下張りができること。 2 いすの複雑な上張りができること。 1 手縫い仕上げができること。 2 鉋打ち及びへりの仕上げができること。</p> <p>作業時間及び工数の積算及び見積りができること。</p>

2 2級家具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

家具製作の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 家具一般 家具の種類及び規格</p> <p>2 製 図 日本産業規格に定める図示法及び材料記号</p> <p>3 電 気 電気用語 電気機械器具の使用法</p> <p>4 関係法規 大気汚染防止法関係法令、騒音規制法関係法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令のうち、家具製作に関する部分</p> <p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>家具の種類及び規格について概略の知識を有すること。</p> <p>日本産業規格に定める図示法及び材料記号について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる電気用語の意味について概略の知識を有すること。 (1) 電 流 (2) 電 圧 (3) 電気抵抗 (4) 電 力 電気機械器具の使用法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 開閉器の種類及び取扱い (2) 電動機の規格及び性能並びに電動機に生じやすい故障の種類及びその対策 (3) 電線の接続部に生じやすい欠陥</p> <p>大気汚染防止法関係法令、騒音規制法関係法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令のうち、家具製作に関する部分について概略の知識を有すること。</p> <p>1 家具製作に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置及び保護具の性能及び取扱方法 (3) 木工機械により発生する粉じん及びその除去</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>6 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>イ 家具手加工作業法</p> <p>家具用材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>木材の乾燥の方法</p> <p>木工用器工具の種類及び使用方法</p> <p>木工機械の種類、構造及び使用方法</p>	<p>(4) 作業手順</p> <p>(5) 作業開始時の点検</p> <p>(6) 家具製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(7) 整理、整頓^{とん}及び清潔の保持</p> <p>(8) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(9) その他家具製作に関する安全及び衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令(家具製作作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。</p> <p>家具用材料に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木材及び木質材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>イ 木材 ロ 合板 ハ 木質繊維板</p> <p>(2) 次の木材及び木質材料以外の家具用材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>イ 木工用接着剤 ロ くぎ、ねじ等の緊結材料</p> <p>ハ 竹材及びとう材 ニ 合成樹脂製品 ホ ガラス</p> <p>へ 紙及び布製品 ト 家具用金物類</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥の方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定</p> <p>(3) 木材の乾燥による欠陥</p> <p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木工用手工具の種類、使用方法及び手入れの方法</p> <p>(2) 工作台、工作補助台、型及びジグの種類</p> <p>(3) 砥石^との種類、用途及び使用方法</p> <p>(4) 電動工具の種類、用途、調整方法及び操作方法</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>イ 木工のこ盤 ロ かな盤 ハ 木工フライス盤</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
木材工作の方法	<p>ニ ほぞ取り盤 ホ 木工せん孔盤 ヘ 木工プレス ト 組立プレス</p> <p>(2) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法及び手入れの方法</p> <p>1 木取りの方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木取り表の作成方法</p> <p>(2) 次の木取りの方法</p> <p>イ 木材の性質及び用途に応じた墨付け</p> <p>ロ 木取りの方法</p> <p>2 木材の切削加工及び研削加工の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 切 削</p> <p>イ 鋸 断 ロ 平面切削 ハ 曲面切削 ニ せん孔 ホ 旋 削 ヘ 仕上げ切削</p> <p>(2) 研 削</p> <p>イ 研磨布紙による研削 ロ 研削砥石による研削</p> <p>3 木材等の接合及び接着の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 仕口（継手及び接手）の加工方法</p> <p>(2) 次の接合及び接着の種類、適用箇所及び方法</p> <p>イ だぼ、ほぞ、組手等による接合</p> <p>ロ 板はぎ及び長さつぎによる接合</p> <p>ハ くぎ、ねじ等による緊結</p> <p>ニ 練付け、積層、成形等による接着</p> <p>(3) 用途に応じた接合及び接着の選定及び組合せ</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について概略の知識を有すること。</p> <p>5 曲げ木及び成形の方法について概略の知識を有すること。</p>
家具の構造、組立て及び仕上げの方法	<p>1 家具の構造、組立て及び仕上げについて一般的な知識を有すること。</p> <p>2 木工塗装法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 塗装の目的及び効果 (2) 塗装法の種類</p> <p>(3) 塗装用材料の種類、規格及び用途 (4) 木工塗装の方法</p> <p>(5) 塗装用機械及び器工具の種類、規格及び用途</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>ロ 家具機械加工作業法 家具用材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>木材の乾燥の方法</p> <p>木工機械の種類、規格、構造及び使用方法</p>	<p>家具用材料に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木材及び木質材料の種類、規格、性質及び用途 イ 木材 ロ 合板 ハ 木質繊維板</p> <p>(2) 次の木材及び木質材料以外の家具用材料の種類、規格、性質及び用途 イ 木工用接着剤 ロ くぎ、ねじ等の緊結材料 ハ 竹材及びとう材 ニ 合成樹脂製品 ホ ガラス へ 紙及び布製品 ト 家具用金物類</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥の方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定 (3) 木材の乾燥による欠陥</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類、規格、構造及び使用方法 イ 木工のご盤 ロ かな盤 ハ 木工フライス盤 ニ ほぞ取り盤 ホ 木工せん孔盤 へ 木工旋盤 ト サンダ チ 木工工具研削盤 リ 木工プレス ヌ 組立プレス</p> <p>(2) 次の木工機械の駆動法及び性能 イ 手動汎用機 ロ 手動専用機 ハ 自動専用機 ニ 自動多能専用機 ホ 数値制御機械 へ 自動化機械</p> <p>(3) 木工機械の次の機構の一般的な構造及び機能 イ 動力伝導機構 ロ 速度変換機構 ハ 送り機構 ニ 刃物保持機構 ホ 空圧機構 へ 油圧機構 ト 電子制御機構</p> <p>(4) 次の木工用機械の調整方法 イ 加工条件に応じた木工機械の調整方法 ロ 加工機械の調整に使用する器工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>(5) 木工機械に用いる潤滑方式及び潤滑剤の種類及び特徴 (6) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法及び手入れの方法</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>木工用器工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>ジグ及び取付け具の製作方法及び使用方法</p> <p>切削工具及び研削工具の種類、規格及び使用方法</p> <p>木材工作の方法</p>	<p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 定規及び計測器の種類、規格及び使用方法</p> <p>(2) 手工具の種類、用途、使用方法及び手入れの方法</p> <p>(3) 電動工具及び空圧工具の種類、用途、調整方法及び操作方法</p> <p>(4) 研磨用工具の種類、規格、用途及び使用方法</p> <p>工作用ジグ及び取付け具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業に応じた工作用ジグの製作方法及び使用方法</p> <p>(2) 取付け具の種類、特徴及び使用方法</p> <p>次に掲げる木工機械用切削工具の種類、規格及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 丸のこ (2) 帯のこ (3) かなな刃</p> <p>(4) フライス (5) ドリル</p> <p>2 木工機械用切削工具の研削方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる木工機械用研削工具の種類、規格及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 研削砥石 (2) 研磨布紙</p> <p>1 木取りの方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木取り表の作成方法</p> <p>(2) 次の木取りの方法</p> <p>イ 木材の性質及び用途に応じた墨付け ロ 木取りの方法</p> <p>2 木材の切削加工及び研削加工の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 切 削</p> <p>イ 鋸 断 ロ 平面切削 ハ 曲面切削</p> <p>ニ せん孔 ホ 旋 削 ヘ 仕上げ切削</p> <p>(2) 研 削</p> <p>イ 研磨布紙による研削 ロ 研削砥石による研削</p> <p>3 木材等の接合及び接着の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 仕口（継手及び接手）の加工方法</p> <p>(2) 次の接合及び接着の種類、適用箇所及び方法</p> <p>イ だば、ほぞ、組手等による接合</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>家具の構造、組立て及び仕上げの方法</p> <p>関連設備の種類及び用途</p> <p>ハ いす張り作業法</p> <p>いす素地の構造及び工作法</p> <p>いす張り用材料の種類、規格、性質及び用途</p>	<p>ロ 板はぎ及び長さつぎによる接合</p> <p>ハ くぎ、ねじ等による緊結</p> <p>ニ 練付け、積層、成形等による接着</p> <p>(3) 用途に応じた接合及び接着の選定及び組合せ</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について概略の知識を有すること。</p> <p>5 曲げ木及び成形の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 家具の構造、組立て及び仕上げについて一般的な知識を有すること。</p> <p>2 木工塗装法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 塗装の目的及び効果</p> <p>(2) 塗装法の種類</p> <p>(3) 塗装用材料の種類、規格及び用途</p> <p>(4) 木工塗装の方法</p> <p>(5) 塗装用機械及び器工具の種類、規格及び用途</p> <p>次に掲げる関連設備の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 受配電設備 (2) 乾燥設備 (3) 除じん設備</p> <p>(4) 運搬設備 (5) 空圧設備 (6) 焼却設備</p> <p>(7) その他の関連施設</p> <p>次に掲げるいす素地の構造及び工作について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 腰かけ (2) いす (3) 寝台</p> <p>いす張り用材料に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次のいす張り用材料の種類、性質及び用途</p> <p>イ ばね ロ ラバーテープ ハ 力布</p> <p>ニ 充てん材料 ホ 織物、皮革及び擬革</p> <p>へ いすべり ト 木ねじ、くぎ及び鋸</p> <p>チ ボルト・ナット リ 接着剤</p> <p>(2) 次のいす張り用関連材料の種類、性質及び用途</p> <p>イ 木材 ロ 金属 ハ プラスチック</p> <p>ニ 合成ゴム ホ 竹材及びとう材 へ 紙及び布製品</p> <p>ト 塗装用材料</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>いす張りに使用する器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>いす張りに使用する機械の種類、用途及び使用方法</p>	<p>次に掲げるいす張りに使用する器工具の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 溶着用電気ごて及びアイロン (2) 噴霧器 (3) 反毛機器 (4) はさみ、裁切り、カッター等の裁断用工具 (5) 針等の縫製用工具 (6) すじごて、へら、打抜き等の縫製用補助工具 (7) つち、ドライバー等の緊結補助工具 (8) 引板、きり等の緊結補助工具 (9) 定規等の測定用具</p> <p>次に掲げるいす張りに使用する機械の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ミシン (2) くぎ打ち器 (3) 空気圧縮機 (4) 裁断機 (5) 高周波発振装置を有する機械</p>
<p>いす張りの方法</p>	<p>いす張りの方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 下ごしらえ、下張り、上張り及び仕上げの工作法 (2) いす素地の性質及び構造に応じた張り方 (3) 次の上張り材料による工作法 イ 織物 ロ 皮革 ハ 擬革 (4) 次の張り方の種類及び特徴 イ 厚張り（深張り、土手張り） ロ 薄張り（さら張り） ハ あおり張り ニ クッションマット張り ホ テープ張り ヘ キャンバス張り ト 張付け張り (5) 接着剤による接着法</p>
<p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれかの科目</p> <p>1 家具手加工作業</p> <p>現寸図の作成</p> <p>木取り</p> <p>型板及び定規の製作</p> <p>家具の工作</p>	<p>図面及び仕様書に基づいて、工作現寸図の作成ができること。</p> <p>1 図面及び仕様書に基づいて木取り表の作成ができること。 2 木取り表に基づいて木取りができること。</p> <p>工作図、現寸図に基づいて、型板及び定規の製作ができること。</p> <p>1 複雑な部材の墨付けができること。</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>金具類の取付け</p> <p>2 家具機械加工作業</p> <p>現寸図の作成</p> <p>木取り</p> <p>ジグ及び取付け具の製作及び調整</p> <p>墨付け型の製作</p> <p>作業手順書の作成</p> <p>木工機械の調整</p> <p>家具の工作</p> <p>切削工具の研削及び調整</p> <p>研削工具の選択及び調整</p> <p>3 いす張り作業</p> <p>型紙の作成</p> <p>力布及びばねの取付け</p> <p>下ごしらえ</p> <p>いす張り</p> <p>仕上げ</p>	<p>2 木工用器工具の調整及び使用ができること。</p> <p>3 工作用ジグ及び取付け具の製作及び使用ができること。</p> <p>4 接合のための高度な加工ができること。</p> <p>5 接着工作ができること。</p> <p>6 複雑な家具の組立て及び仕上げができること。</p> <p>7 木工機械による加工ができること。</p> <p>金具類の取付けができること。</p> <p>図面及び仕様書に基づいて、工作現寸図の作成ができること。</p> <p>1 図面及び仕様書に基づいて木取り表の作成ができること。</p> <p>2 木取り表に基づいて木取りができること。</p> <p>複雑な工作用ジグ及び取付け具の製作及び調整ができること。</p> <p>墨付け型の製作ができること。</p> <p>作業手順書の作成ができること。</p> <p>木工機械の高度な調整ができること。</p> <p>木工機械による高度な加工ができること。</p> <p>木工機械用切削工具の研削及び調整ができること。</p> <p>1 研削砥石の選択及び調整ができること。</p> <p>2 サンダーの研削材の選択及び調整ができること。</p> <p>型紙の作成ができること。</p> <p>力布及びばねの取付けができること。(四方あおりによるものを除く。)</p> <p>下ごしらえができること。(四方あおりによるものを除く。)</p> <p>1 いすの複雑な下張りができること。</p> <p>2 いすの複雑な上張りができること。(ひだとりによるものを除く。)</p> <p>1 手縫い仕上げができること。</p> <p>2 鉾打ち及びへりの仕上げができること。</p>

3 3級家具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

家具製作の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 家具一般 家具の種類</p> <p>2 製 図 日本産業規格に定める図示法及び材料記号</p> <p>3 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>4 家具手加工作業法 家具用材料の種類及び用途</p>	<p>家具の種類について概略の知識を有すること。</p> <p>日本産業規格に定める図示法及び材料記号について概略の知識を有すること。</p> <p>1 家具製作に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置及び保護具の性能及び取扱方法 (3) 木工機械により発生する粉じん及びその除去 (4) 作業手順 (5) 作業開始時の点検 (6) 家具製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (7) 整理、整頓^{とん}及び清潔の保持 (8) 事故時等における応急措置及び退避 (9) その他家具製作に関する安全及び衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令(家具製作作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。</p> <p>家具用材料に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 次の木材及び木質材料の種類及び用途 イ 木 材 ロ 合 板 ハ 木質繊維板 (2) 次の木材及び木質材料以外の家具用材料の種類及び用途</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>木材の乾燥の方法</p> <p>木工用器工具の種類及び使用方法</p> <p>木工機械の種類及び使用方法</p> <p>木材工作の方法</p>	<p>イ 木工用接着剤 ロ くぎ、ねじ等の緊結材料 ハ 合成樹脂製品 ニ ガラス ホ 家具用金物類</p> <p>木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の乾燥の方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定 (3) 木材の乾燥による欠陥</p> <p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木工用手工具の種類及び使用方法 (2) 工作台、工作補助台、型及びジグの種類 (3) 砥石の種類、用途及び使用方法 (4) 電動工具の種類、用途及び操作方法</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類及び使用方法 イ 木工のご盤 ロ かな盤 ハ 木工フライス盤 ニ ほぞ取り盤 ホ 木工せん孔盤 ヘ 木工プレス ト 組立プレス</p> <p>(2) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法</p> <p>1 木取りの方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木取り表の作成方法 (2) 次の木取りの方法 イ 木材の性質及び用途に応じた墨付け ロ 木取りの方法</p> <p>2 木材の切削加工及び研削加工の方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 切 削 イ 鋸 断 ロ 平面切削 ハ 曲面切削 ニ せん孔 ホ 仕上げ切削</p> <p>(2) 研 削 イ 研磨布紙による研削 ロ 研削砥石による研削</p> <p>3 木材等の接合及び接着の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 仕口（継手及び接手）の加工方法 (2) 次の接合及び接着の種類、適用箇所及び方法 イ だば、ほぞ、組手等による接合</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>家具の組立て及び仕上げの方法</p> <p>実 技 試 験 家具手加工作業 現寸図の作成</p> <p>木取り 家具の工作</p> <p>金具類の取付け</p>	<p>ロ 板はぎ及び長さつぎによる接合 ハ くぎ、ねじ等による緊結 ニ 練付け、積層、成形等による接着</p> <p>4 面及びくり形の種類及び形状について概略の知識を有すること。</p> <p>1 家具の組立て及び仕上げの方法について概略の知識を有すること。</p> <p>2 木工塗装法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 塗装の目的及び効果 (2) 塗装用材料の種類及び用途</p> <p>図面及び仕様書に基づいて、簡単な工作現寸図の作成ができること。</p> <p>木取り表に基づいて木取りができること。</p> <p>1 部材の墨付けができること。 2 木工用器工具の調整及び使用ができること。 3 工作用ジグ及び取付け具の使用ができること。 4 接合のための加工ができること。 5 接着工作ができること。 6 家具の組立てができること。 7 木工機械による加工ができること。</p> <p>金具類の取付けができること。</p>

4 基礎級家具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 家具製作検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

家具製作職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 主な家具の種類</p> <p>2 主な家具製作の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">木材の乾燥の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">木工用器工具の種類</p> <p style="padding-left: 40px;">木工機械の種類及び使用方法</p> <p style="padding-left: 40px;">木材工作法</p>	<p>家具の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>木材の乾燥の方法について初歩的な知識を有すること。</p> <p>木工用器工具に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木工用手工具の種類</p> <p>(2) 工作台、工作補助台、型及びジグの種類</p> <p>(3) 砥石の種類</p> <p>(4) 電動工具の種類</p> <p>木工機械に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の木工機械の種類</p> <p style="padding-left: 20px;">イ のこ盤 ロ かな盤 ハ せん孔盤</p> <p style="padding-left: 20px;">ニ 木工プレス</p> <p>(2) 木工機械に附属するジグ及び工具の種類</p> <p>1 木取りの方法に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木材の墨付け (2) 木取りの方法</p> <p>2 木材の切削加工の方法に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 鋸 断 (2) 平面切削 (3) 曲面切削</p> <p>(4) せん孔 (5) 仕上げ切削</p> <p>3 木材の接合及び接着の方法に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 仕口（継手及び接手）の加工方法</p> <p>(2) 次の接合及び接着の種類、適用箇所及び方法</p>

試験科目及びその範囲	技能検定試験の基準の細目
<p>家具の組立ての方法</p> <p>3 家具用材料の種類</p> <p>4 安全衛生に関する基礎的な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>木材の加工</p> <p>家具手加工作業</p> <p>家具の工作</p> <p>金具類の取付け</p>	<p>イ たば、ほぞ、組手等による接合</p> <p>ロ 板はぎ及び長さつぎによる接合</p> <p>ハ くぎ、ねじ等による緊結</p> <p>ニ 練付け、積層、成形等による接着</p> <p>(3) 用途に応じた接合及び接着の選定及び組合せ 家具の組立てについて初歩的な知識を有すること。 家具用材料に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の材料の種類</p> <p>イ 木材 ロ 合板 ハ 木質繊維板</p> <p>(2) 次の家具用材料の種類</p> <p>イ 木工用接着剤 ロ くぎ、ねじ等の緊結材料</p> <p>ハ 家具用金物類 ニ 塗料</p> <p>家具製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 家具製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓^{とん}及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時における応急措置及び退避</p> <p>(8) 安全衛生標識(立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等)</p> <p>(9) 合 図 (10)服 装</p> <p>1 墨付けができること。</p> <p>2 木工用器工具の使用ができること。</p> <p>3 接合のための加工ができること。</p> <p>4 家具の組立てができること。</p> <p>5 木工機械による加工ができること。</p> <p>金具類の取付けができること。</p>